

山口県報

平成25年
2月12日
(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 五

特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしよつとするときの届出を
しななければならない区域の指定 (環境政策課) 八

保安林指定施業要件の変更 (森林整備課) 八

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 九

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見書の提出 (商政課) 九

公安委公告

契約の締結 九

山口県告示第四十二号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年二月十二日から同年三月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年二月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法	
	能 ($m^3/日$)	予 定 手	予 定 成	予 定 始	間 隔	時 間
三七一口	三〇〇	平成三、五、一	平成一〇、三、二	平成一、一、一	連	二 四 時 間
"	"	平成四、一、一	"	"	"	時 間 変 動 な し
"	二四〇	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"
"	八〇	"	"	"	"	"
三七一タ	一三、〇〇〇	"	"	"	"	"
"	七二〇	"	"	"	"	"
"	三三四	"	"	"	"	"
"	二〇〇	"	"	"	"	"
"	一五五	"	"	"	"	"
"	一一	"	"	"	"	"

種 類	構 造	能 力 (m^3 /日)	処理の方式	間使用時間	の一日使用当り	概季節的変動の要	年工事着手予定	年工事完成予定	年使用開始予定	種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値	
											水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	一 二	一 〇	"	"	"	"	"	一 二	二 二	三七一口	通 常 最 大	〇・七
"	"	"	検出せず	検出せず	"	"	"	"	"	"	〇・七	〇・〇四
"	"	"	"	二	"	"	"	三六	三六	"	〇・〇六	〇・〇六
"	"	"	検出せず	検出せず	"	"	"	"	"	"	〇・〇六	〇・〇六
"	"	"	"	"	"	"	"	三四	三四	三七一タ	〇・〇六	〇・〇六
"	"	"	"	"	"	"	"	四五〇	四五〇	"	〇・〇六	〇・〇六
"	"	"	"	"	"	"	"	二五	二五	"	〇・〇六	〇・〇六
"	"	"	"	"	"	"	"	四八	四八	"	〇・〇六	〇・〇六
"	"	"	"	"	"	"	"	七二	七二	"	〇・〇六	〇・〇六
"	"	"	"	"	"	"	"	三〇〇	三〇〇	三七一口	〇・〇六	〇・〇六

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 「三七一口」及び「三七一タ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

排水口	排出水の汚染状態の値		排水処理塔	排水ピット	処理後
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)			
通 常	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排水処理塔	排水ピット	処理後
最 大	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	排水処理塔	排水ピット	処理後
通 常	浮遊物質 (mg/l)	油類 (mg/l)	排水処理塔	排水ピット	処理後
最 大	浮遊物質 (mg/l)	油類 (mg/l)	排水処理塔	排水ピット	処理後
通 常	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排水処理塔	排水ピット	処理後
最 大	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排水処理塔	排水ピット	処理後
通 常	排水の一日当たりの量 (m ³)		排水処理塔	排水ピット	処理後
最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)		排水処理塔	排水ピット	処理後

No. 2	No. 1
排水口	排水口
"	八
"	九、六
三	二・五
五	四・三
一〇	六
二〇	一三
"	一
一・三	〇・九
二・二	一・二
"	〇・一
"	〇・二
二、九四〇、五〇八	一四〇、四〇〇
二、九四〇、五〇八	一四〇、四〇〇

山口県告示第四十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年二月十二日から同年三月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年二月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設
変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)	
	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 量 (mg/l)
	通 常 最 大	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)
	通 常 最 大	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	

種 類	排 水 ピ ッ ト		種 類		項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値						
	処理後 変更後	処理前 変更前	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大					
									水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)
	八	一三	九	一三	一、三七六	四八三・六	一	〇・七	〇・九	〇・〇四	〇・〇六	四三六	四三六
	八	一三	九	一三	一、三七六	四八三・六	一	〇・七	〇・九	〇・〇四	〇・〇六	二九八	二九八
	八	一三	九	一三	一、三七六	四八三・六	一	〇・七	〇・九	〇・〇四	〇・〇六	四三六	四三六
	八	一三	九	一三	一、三七六	四八三・六	一	〇・七	〇・九	〇・〇四	〇・〇六	二九八	二九八

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	排 水 処 理 塔		中 和 酸 化 処 理 槽		排 水 処 理 塔		排 水 ピ ッ ト		種 類	項 目
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		
	〃	堰 囲 い	鉄製・樹脂ライ ニング	〃	〃	鉄製・樹脂ライ ニング	〃	コンクリート製	構 造	〃
	〃	三、八四〇、〇〇〇	二、四〇〇	〃	〃	〃	〃	六〇〇	能 (m ³ /日)	〃
	〃	沈 殿	中 和 ・ 酸 化	〃	〃	蒸 留	〃	中 和	処 理 の 方 式	〃
	〃	〃	連 続	〃	〃	〃	〃	連 続	間 隔 時 間	〃
	〃	〃	二 四 時 間	〃	〃	〃	〃	二 四 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	〃
	〃	〃	変 動 な し	〃	〃	〃	〃	変 動 な し	概 季 節 的 変 動 の 要	〃
	(既)		平 成 二 五 年 三 月 五 日			(既)			工 事 着 手 予 定	〃
	(設)		平 成 二 五 年 一 月 一 日			(設)			工 事 完 成 予 定	〃
			平 成 二 五 年 一 月 一 日						使 用 開 始 予 定	〃

(二) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

備考	三七一〇 (二基)		三七一〇 (二基)	
	変更後	変更前	変更後	変更前
備考 「三七一〇」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設をいう。	〃	一三	〃	二二
	〃	一、五〇〇	〃	一、五〇〇
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃

No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口		項目	排出水の汚染状態の値
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		
"	"	"	八	通	水素イオン濃度 (水素指数)	排出水の一日当たりの量 (m ³)	常
"	"	"	九	最		常	最
"	三	"	二・五	大	化学的酸素要求量 (mg/l)	常	大
"	五	"	四・三	通		常	大
"	一〇	"	六	最	浮遊物質 (mg/l)	常	大
"	二〇	"	一三	大		常	大
"	"	"	一	最	鉱油類 (mg/l)	常	大
"	一・三	"	〇・九	通		常	大
"	二・二	"	一・二	最	窒素 (mg/l)	常	大
"	"	"	〇・一	大		常	大
"	"	"	〇・二	通	リン (mg/l)	常	大
"	二、九四〇、五〇八	"	一四〇、四〇〇	最		常	大
"	二、九四〇、五〇八	"	二四〇、四〇〇	大		最	大

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

総合排水処理施設				中和酸化処理槽				排水処理塔			
処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"	八		一		"	"	"	一三
"	"	"	"	九		二		"	"	"	二三
"	"	"	"	二二六		二九八・六		八九二・九	六一五・四	"	"
"	"	"	三	二二六		二九八・六		八九二・九	六一五・四	"	"
"	"	"	五	一四〇		一		"	"	"	一
"	一〇	"	二八〇	一		一		"	"	"	一
"	"	"	一	検出せず		検出せず		"	"	"	"
"	"	"	一・三	〇・七		〇・七		"	"	"	"
"	"	"	二・二	〇・七		〇・七		"	"	"	"
"	"	"	〇・一	〇・四		〇・四		"	"	"	"
"	"	"	〇・二	〇・六		〇・六		"	"	"	"
"	"	"	二、九四〇、五〇八	二、五三一		二、一五三		五〇四	二三四	四三六	二〇〇
"	"	"	二、九四〇、五〇八	二、五三一		二、一五三		五〇四	二三四	四三六	二〇〇

山口県告示第四十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十五年二月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 形質変更時要届出区域
光市大字島田字八幡三四三四の二の一部及び同市大字光井字武田四七二〇の一部
- 二 特定有害物質の種類
水銀及びその化合物

山口県告示第四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第二項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十五年二月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下関市豊田町大字一ノ俣字なめらが迫一、字一位ヶ岳二二四の二から二二四の四まで、四九八の一、四九八の二、字いからせ二二六の一、字東山二二八の一、三九七の二、字鷹羽二二八の二、字鳥屋ヶ平一九〇の一、字森木三七三の一、天井ヶ原三九一の一、三九一の六、三九一の七、三九一の一〇、三九一の二二、字大平六八三の一から六八三の三まで、六八三の五から六八三の八まで
長門市油谷河原字岩ヶ迫四五、四七、字東坂根七七四の一、七七四の四(次の図に示す部分に限る。)、字柵山七七四の二、七七四の三、七七四の一〇、七七四の二一、字西坂根八一八の二、八一八の九、八一八の二〇、字法師八一八の九、八一八の二二、八一八の二五(次の図に示す部分に限る。)、八一八の二七、油谷久富字原岡二九八の二五、字東長敷三三五の七、字西長敷三三六の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字茶園ヶ埜三三八、字牛地三四〇の一、字前山三四一(次の図に示す部分に限る。)、字上今山九三七
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下関市菊川町大字上岡枝字氷川一三五の一七(次の図に示す部分に限る。)、字内立一三五の二五、一三六、一三七、一八三八から一八四〇まで、一八四二、一八四四から一八四六まで、字内立口一八三七

長門市油谷久富字魚切三三七、字前山三四一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(四〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年九月十四日山口県公告(四三七)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十五年二月十二日から同年三月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年二月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスタ室の木店

所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の一

二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項及びまちづくりへの貢献に係る事項について配慮を求める。

(四一) 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により、平成二十四年九月十四日山口県公告(四三七)に係る大規模小売店舗について次のとおり意見書の提出がありました。

当該意見書は、平成二十五年二月十二日から同年三月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年二月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスタ室の木店

所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の一

二 意見の概要

交通に係る事項について配慮を求める。

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十五年二月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

警察情報管理システム用機器 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十四年十二月十七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝五丁目二九番一―号

六 落札金額

四千百五十八万円

七 入札公告日

平成二十四年十一月六日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格



平成二十五年二月十二日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市